

情報通信審議会 総会（第 57 回）議事録

1 日時 令和 8 年 7 月 10 日（金）14:30～15:19

2 場所 第 1 特別会議室（Web 会議併用）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

遠藤 信博（会長）、浅川 秀之、荒牧 知子、石井 夏生利、
伊丹 誠、市毛 由美子、井上 由里子、今井 朝子、内山 隆、
江崎 浩、大柴 小枝子、岡田 羊祐、加藤 寧、閑歳 孝子、
桑津 浩太郎、甲田 恵子、小島 隆洋、竹内 健蔵、丹 康雄、
東條 吉純、長谷山 美紀、藤井 威生、増田 悦子、横田 純子
（以上 24 名）

（2）総務省

堀内 詔子（総務副大臣）、竹村 晃一（総務審議官）、
山崎 良志（官房長）、赤阪 晋介（官房総括審議官）

（国際戦略局）

布施田 英生（国際戦略局長）

（情報流通行政局）

豊嶋 基暢（情報流通行政局長）、牛山 智弘（郵政行政部長）

（総合通信基盤局）

湯本 博信（総合通信基盤局長）、飯倉 主税（総務課長）、
翁長 久（電波部長）、小川 裕之（電波部 電波政策課長）、
金子 裕介（電波部 電波政策課 企画官）、
豊重 巨之（電波部 電波政策課 室長）、
山野 哲也（電波部 基幹・衛星移動通信課長）
田邊 大（電波部 電波環境課 監視管理室長）

（サイバーセキュリティ統括官）

三田 一博（サイバーセキュリティ統括官）

（3）事務局

中村 裕治（情報通信政策課長）

4 議 題

(1) 答申案件

「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」について

【令和7年2月3日付け諮問第30号】

(2) 議決案件

情報通信審議会議事規則の一部改正について

(3) 報告案件

情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について

開 会

○遠藤会長 ただいまから情報通信審議会第57回総会を開催させていただきます。

本日は、ウェブ会議とのハイブリッド形式にて会議を開催しています。現時点で、委員30名中21名が御出席をいただいています。定足数を満たしておりますので、会議を進めさせていただきます。

会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる傍聴とさせていただきます。また、本日、途中で堀内副大臣から御挨拶をいただく予定となっています。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、答申案件1件、議決案件1件、報告案件1件です。

(1) 答申案件

「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」について

【令和7年2月3日付け諮問第30号】

○遠藤会長 初めに答申案件、諮問第30号、「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」につきまして、審議をさせていただきます。

本件につきましては、情報通信技術分科会及び電波有効利用委員会におきまして、精力的に調査、審議をいただき、このたび第一次中間答申案を取りまとめていただきました。本日は、情報通信技術分科会分科会長の高田委員が御欠席ということですので、分科会長代理の長谷山委員及び委員会事務局から御説明をいただければと思います。

接続を確認しておる最中でございますので、先に事務局から御説明をいただきたいと存じます。

○金子電波政策課企画官 事務局でございます。資料57-1-2が答申案ではございますが、大部にわたりますため、資料57-1-1の概要資料に基づいて御説明をさせていただきます。

本件は、昨年2月に総務大臣より諮問を受けた諮問第30号「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」につきまして、情報通信技術分科会及び電波有効利用委員会におきまして、調査・審議を重ねていただいたものです。

また、一部の検討課題については、委員会の下に作業班を設置し、細部の検討を進めてまいったところです。

本答申案におきましては、電波の利用状況やニーズ、電波に関する最新の技術トレンドを勘案し、2030年代の社会像を見据えながら、電波有効利用の推進に関する基本的な方向性、空の利用拡大の進展段階に応じた電波利用政策の方向性、我が国として重点的に取り組むべきワイヤレス技術分野の推進方策、電波監視の在り方などについて、提言を取りまとめていただいたものです。

本答申案は、7月2日の第197回情報通信技術分科会におきまして、議決をいただいたところです。

まず、答申案の目次につきまして、第1章から第8章は各検討テーマに沿い、考え方を整理したパートとなっておりまして、第9章以降は検討テーマのうち、作業班を設置し検討を進めた事項について、当該作業班の報告書をまとめたパートとなっております。

本答申案では、第1章から第8章の委員会の検討結果全体を取りまとめたパート、また、第9章から第11章で別冊として作業班報告を取りまとめたパートということで一つの答申案として構成をしています。

それでは、まず、第1章から第8章、委員会の検討結果全体について、御説明をさせていただきます。

第1章は、情報通信審議会へ諮問を行った背景と検討課題として、6つの検討テーマを記載しています。

第2章以降は、それぞれのテーマごとにその背景や考え方をまとめています。

第2章は、電波有効利用の基本的方向性です。電波利用の進展、技術の多様化が進んでおり、今後も周波数がますます逼迫する中において、電波の利用状況やニーズ、技術トレンド等を勘案して、さらなる周波数共用や継続的な電波の有効利用を促す方策について、不断の検討が必要と整理されています。

第3章は、周波数の割当の在り方です。スライド7につきましては、価格競争の実施方法及び900MHz帯を使用する新たな無線利用ですが、こちらは既に一部答申をいただいている部分になりますので、御説明は割愛をさせていただきます。

運用調整の在り方について、同一の周波数を使用する無線局の運用に当たりましては、相互に干渉しないように一定の距離を保った位置や移動範囲を設定し、運用エリアが重複しないように免許が行われてきたところです。

近年では、免許人等による運用調整を行うことによって、より柔軟かつ稠密な電波利用を図る無線システムの利用が広がっています。現状の運用調整については、民間主体ということで、柔軟性が高い反面、紛争時の強制力が弱いなどの問題がありますため、運用調整の在り方について、制度整備に向けた検討を進めることが適当と整理いただいております。

続きまして、携帯電話等周波数の有効利用の在り方については、本年3月に「携帯電話等周波数の有効利用に関する検討作業班」を設置いたしまして、今後、本作業班において必要な検討を進めていくことが適当と整理いただいております。

第4章につきましては、無線局の免許制度等の在り方となっております。まずは、携帯電話につきまして、Sub 6・ミリ波等の高周波数帯の一層の活用、非居住地域における通信環境の確保といった観点から、可搬型基地局や高周波数帯の基地局を利用ニーズに応じて柔軟に設置・運用することができるよう検討を進め、必要な制度整備を行っていくことが適当と整理いただいております。

全国BWAにつきましては、平成19年にBWAが制度化された当初、技術間競争及び新規参入の促進を図るという観点から、全国携帯電話事業者の全国BWA事業者に対する出資を3分の1未満に制限するという規制を導入したところです。

今後、全国BWAにおけるサービスの高度化に向けた設備投資を促進し、当該周波数のさらなる有効利用を図っていく必要があることを踏まえまして、この資本規制の見直しを進めていくということ、その際、全国BWA周波数のさらなる有効利用、周波数の利用の公平性を確実に担保していく観点から、様々なフォローアップも着実に進めていくことが適当であると整理いただいております。

続きまして、地域BWAやローカル5Gについて、地域を支える通信インフラとして重要な役割を担っている地域BWA・ローカル5Gのさらなる普及展開を図る観点から、より柔軟な運用や免許手続の迅速化に向けた検討を行っていくことなどが適当と整理いただいております。

衛星通信の関係につきましては、衛星コンステレーションをはじめとします衛星通信技術の進展に適切に対応し、今後も円滑なサービス導入が可能となるよう、衛星通信に関連する免許、電波利用料等の制度の在り方について検討を行い、制度整備を進めることが適当と整理いただいております。

また、Starlinkをはじめとする衛星通信システムの陸上移動利用や、上空での柔軟な

電波利用等につきましては、「電波上空利用作業班」を設置して検討を進め、第9章に作業班の報告を取りまとめているところでして、本報告に基づき取組を進めることが適当と整理いただいております。詳細は後ほど御説明をさせていただきます。

続きまして、スライド16、第5章は、無線を利用したビジネス促進の在り方です。

我が国として重点的に取り組むべきワイヤレス技術分野の推進方策につきましては、「重点技術作業班」を設置して検討を進め、第10章に作業班の報告を取りまとめたので、本報告に基づき取組を進めることが適当と整理いただいております。詳細は後ほど御説明をさせていただきます。

インフラシェアリングの在り方につきましては、5G用に割り当てられた高い周波数の活用が進む中において、今後、特に屋内においては、基地局設備等の設置スペースが限られているため、インフラシェアリングを活用していくということが不可欠となっております。

屋内等におけるインフラシェアリングの円滑な推進に向けて、主要なステークホルダー間で適切な協力関係が構築されるように、まずは民主導による取組を促進すること、また、アクティブシェアリングにつきましては、市場環境に与える影響を踏まえつつ、制度面及び運用面の論点について、整理・検討を進めることが適当と整理いただいております。

続きまして、第6章は、電波の利用環境の在り方となっております。電波の利用環境分野の今後の政策の在り方につきましては、新たな電波利用の拡大に伴い、電波利用環境が大きく変化していることから、現在の電波監視における課題や今後の在り方を検討するために、「電波監視作業班」を設置いたしまして、電波監視の在り方について検討を進め、作業班の報告を第11章に取りまとめているので、本報告に基づき取組を進めることが適当と整理いただいております。詳細は後ほど御紹介をさせていただきます。

携帯電話のエリア整備、基地局強靱化に対する支援策の在り方につきましては、総務省において、これまでも、条件不利地域におけます携帯電話の基地局整備や大規模災害に備えた携帯電話基地局の機能維持、強靱化対策に取り組んできておりますが、今後もこうした支援策等を通じて必要な対応を行っていくことが適当と整理いただいております。

第7章は、その他必要と考えられる事項ということで、電波利用料の在り方です。電

波利用料制度は、電波法におきまして、少なくとも３年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは、その検討の結果に基づいて所要の措置を講ずるとされておりますため、電波政策、電波利用の動向等も勘案した上で、必要な時期に検討を進めること、また、料額を定める仕組みにつきましても、現行の算定方法を基本としながらも、技術進展等による新たな電波利用体系も踏まえ、次期見直しに向けた検討を進めていくことが適当と整理いただいております。

ここまでは各検討テーマに従って考え方を整理いただいたパートとなっております、ここからは各作業班の報告をまとめた部分を御説明させていただきたいと思います。

第９章は、空の利用拡大の進展段階に応じた電波利用政策の方向性ということで、電波上空利用作業班での検討結果を取りまとめたパートとなっております。

まず、スライド21、検討の背景です。近年、航空分野では航空機の遠隔操縦の実現やドローンの飛行範囲の拡大といった新たな飛行形態が出現をしております、通信技術におきましても、衛星コンステレーションを中心に、航空分野で利用可能な新たな通信手段が登場しております。

航空分野における電波の利用拡大を見据えた今後の政策の在り方、航空分野の電波利用に関して優先して対応すべき政策課題についての検討を行うために、電波上空利用作業班が設置されております。

スライド22から25におきましては、検討の背景となる情報をまとめた資料ですので、こちら説明は割愛をさせていただきます。

スライド26は、電波上空利用インフラの実現に向けた視点です。今後、航空分野における上空の利用が拡大することに伴って、通信をはじめとする電波上空利用インフラの役割ということが不可欠となることが予想されております。電波上空利用インフラの実現に当たりましては、中長期的な空モビリティの運航の変遷や通信機器等の技術進展、国際動向などを見据え、国内事業者からの要望をはじめとする短期的な通信インフラの実装ニーズを取り込んだ上で、段階的かつ戦略的に取り組んでいくことが必要と考えております。

政策課題を体系的に整理し、集約していく上で、安心・安全の確保、最新技術の導入、国際標準化という３つの視点を持って一貫して取り組んでいくということが適当であり、その際に留意すべき観点が次のスライド27にまとめられております。

スライド28から29にかけましては、電波上空利用インフラの実現のための環境整備に

向け、先ほどの視点を基に取りまとめた政策課題と、その政策課題に対する考え方が示されています。

例えば、上空でのKu帯ブロードバンド衛星通信利用、衛星ダイレクト通信による端末の上空利用、地対空直接通信等について、課題とその課題に対応する検討の方向性をまとめていただいております、その他の課題を29ページにもおまとめいただいております。

スライド30につきましては、次世代の航空機が安全かつ高度に運用される社会の実現に向け、上空における電波利用の将来像とそれを支える制度・技術の整備計画を、ロードマップとして取りまとめいただいております。

2020年代後半の初期商用運航から2040年代の自動・自律・高密度運航に至るまでのフェーズに分けまして、制度整備、技術開発、標準化という、縦軸の3つの視点から将来展望を示しているものになります。

続きまして、第10章です。我が国として重点的に取り組むべきワイヤレス技術分野の推進方策ということでして、こちらは重点技術作業班での検討結果を取りまとめたパートとなっております。

まず、背景につきまして、電波を用いるワイヤレス技術は、いつでもどこでもつながる情報通信ネットワークの実現に不可欠でありまして、センシング、制御、エネルギー伝送といった通信以外の用途にも用いられるなど、利用範囲が拡大しています。

一方で、こうしたワイヤレス技術を支える我が国の機器メーカーが置かれているビジネス環境が厳しい状況にあるということ、ワイヤレスネットワークの整備・運用やそれを利用するためのサービス開発、ユーザー産業におけるワイヤレス人材が不足していること、ワイヤレス技術の重要性やワイヤレス分野を取り巻く危機感が広く国民の皆様に理解されていないことなどが課題になっています。

我が国のワイヤレス技術の立ち位置を調査・分析し、産業競争力の確保、経済安全保障の観点も踏まえ、我が国として重点的に取り組むべき技術分野とその推進方策について検討を行うために重点技術作業班を設置しております。

スライド34から38にかけては、そうした検討の背景となる情報をまとめた資料ですので、説明は割愛させていただきます。

スライド39は、重点技術領域としての五つの軸です。我が国として重点化すべき技術領域と、その領域において我が国が残すべきワイヤレス技術の特定に向けまして、以下

の（１）から（５）の５つの軸を踏まえることが適当と整理いただいております。

この５つの軸を踏まえまして、次のスライド40では、重点技術領域の全体像ということで、2030年代に向けた市場、技術動向を踏まえ、ワイヤレス技術が求められる主要なシステムを念頭に置いたシステム技術領域と、それらを支えるコア技術領域の大きく２つから整理をしております。

その後、スライド41から55にかけましては、そうした重点技術領域の目的や必要性、各領域におけます工程表をまとめた資料で、大部にわたりますため、説明は割愛をさせていただきます。

スライド56から58にかけましては、我が国として残すべき、または伸長させるべき技術ということで、重点技術領域の推進方策に基づいて、今後の各フェーズに応じた推進方策をまとめさせていただいております。

スライド59におきましては、今後の進め方を示しております。重点技術の推進方策に基づき、各種施策について産学官が連携した取組を強力に推し進めていくことが適当、引き続きワイヤレス分野の技術インテリジェンスやサプライチェーンの状況について、解像度を上げた調査・分析を行い、政策的な課題を継続的に把握・検討していくこと、工程表を毎年度更新していくこと、その際、技術ありきの取組とならぬよう、関係する企業等のビジネス上の戦略やマーケット分析を十分に踏まえること、取り組むべき技術について、適時に取捨選択を行っていくこと、日本成長戦略会議において取りまとめられる官民投資ロードマップや、情報通信成長戦略官民協議会で取りまとめられる政策パッケージも踏まえた政策を講ずることが必要ということで、今後の進め方をおまとめいただいています。

最後に、第11章は、電波監視の在り方ということで、電波監視作業班での検討結果を取りまとめいただいたパートとなっております。

スライド64、検討の背景につきまして、電波監視や不法無線局の排除につきましては、電波の利用秩序の維持に必要不可欠なものでして、総務省においても、電波監視業務として、電波監視設備等を用いて不法無線局の特定・排除という対応を行ってきております。

一方で、近年、電波利用環境の変化が顕在化をしており、これらの変化に対応し、限られた人的資源で電波監視業務を着実かつ持続的に実施していくための方策について検討を行うために、電波監視作業班が設置をされております。

スライド65です。電波監視体制の今後の方向性につきまして、5Gなどの高い周波数の利用拡大や新たな干渉源の顕在化、衛星コンステレーション・HAPSといった通信サービスの進展、外国製等の基準不適合機器による混信の可能性の増大といった電波利用を取り巻く環境の変化に対応し、時代に即した電波監視を推進するために、移動監視体制の強化、監視設備の早期配備、技術開発の推進、事業者との連携強化、持続的な体制の確保をはじめとする取組に加えまして、流通段階の対策強化にも取り組むことによって、電波監視との両輪での対応を進めていく必要があると整理いただいております。

今後の電波監視体制の強化に向けまして、電波監視の基本体制の強化、革新的な無線システムへの早期対応、基準不適合機器への対応強化という3つの柱を設定いたしまして、その柱ごとの具体的な取組の内容をスライド66、67、68におまとめいただいております。

スライド69におきましては、それぞれの取組内容と時期などを示した電波監視体制・未然防止取組強化ロードマップというものを取りまとめていただいております。これらの取組を着実に実施していくことによりまして、電波利用環境の保護を図り、安心・安全な電波利用を確保していくことが重要であると考えております。

答申案に関する御説明は以上となります。

○遠藤会長 御説明ありがとうございました。

内容の概略御説明は、今、事務局から行っていただきましたけれども、長谷山先生、コメントをお願いしますでしょうか。

○長谷山委員 答申案につきまして、概要資料に基づいて事務局から説明させていただいたとおりです。細部の検討をしっかりと進めてきたものとなっております。皆様、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○遠藤会長 ありがとうございました。それでは、ただいま御説明をいただきました内容に関して、皆様から活発な御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

藤井先生のお手が挙がっているようですが、藤井先生、お願いできますか。

○藤井委員 藤井です。ありがとうございます。今回、この取りまとめに関しましては、電波有効利用委員会の主査として関わらせていただきましたので、少しばかり議論の様子を補足させていただければと思っております。

本答申案ですが、昨年、第1回の電波有効利用委員会の開催から14回にわたって議論を繰り返しています。かつ、作業班も交えて議論を行ったものをまとめたものです。こ

の委員会では、現状把握のためのステークホルダーとのヒアリングをかなり繰り返しましたので、現状の分析をしつつ、それに対する課題を解決するための方針をつくるという形で進めております。かなり活発な議論を行ってきました。

既に答申いただいた部分もありますが、今回、作業班報告として別冊としてまとめている部分に関しましては、特に電波上空利用、私も作業班と関わらせていただきましたが、新しいビジネスの展開というところと国際協調という部分で、うまく利用希望の進行と制度というのが整合してない状況が国際的にもあるというところも明らかになってくるなど、今回の議論を通じていろいろなことが分かりました。

結果として、Starlinkの上空利用等の話もあったと思いますが、今後、報告書の内容は適宜制度化されるものと思います。この報告書の内容をうまく制度化することで、ビジネスの展開であったり、新しい技術の進展に使っていただけるとよいかと思っているところです。

以上、補足させていただきました。

○遠藤会長　大変ありがとうございました。御説明の中にもありましたように、ステークホルダーとのミーティングもお持ちいただいたということで、今回の答申の重要性が確認できたと思います。本当にありがとうございました。

ほか、ございますでしょうか。皆様からの現在の内容に対する御質問等はないようですので、この辺りで審議を終了させていただきたいと存じます。定足数も満たしていますので、資料57－1－3のとおり答申させていただくこととしては、いかがかと存じます。よろしいでしょうか。

もし御異議があればチャット等でお申し出いただければ、確認させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議の申出なし)

○遠藤会長　ありがとうございます。チャット等の申し出もないようですので、それでは、本件をもって答申をさせていただくこととさせていただきます。

それでは、本日の答申につきまして、私からもコメントを述べさせていただければと思います。

本日の答申につきまして、まずは高田分科会長、それから長谷山分科会長代理をはじめ、委員、専門委員の皆様方におかれましては、大変精力的に御検討いただきましたことを深く感謝申し上げたいと存じます。

「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」第一次中間答申につきましては、既に内容を御説明いただきましたけれども、電波有効利用の推進に関する基本的な方向性、さらには空の利用拡大の進展段階に応じた電波利用政策の方向性、そして我が国として重点的に取り組むべきワイヤレス技術分野の推進方策、そして最後の電波監視の在り方など、検討事項について専門的な見地から具体的かつ集中的な討議を行っていただいて、これら事項に関する基本的な考え方をお示しいただいたと考えています。

総務省におかれましては、本中間答申で示されました基本的な考え方、これを踏まえて、さらに詳細な検討をお進めいただき、電波のさらなる有効利用につながる制度等を実現いただくことを期待しています。

私からは以上です。皆様、本当に御苦労さまでした。ありがとうございました。

ここで、堀内副大臣がお見えになりましたら、答申書をお渡ししたいと思います。しばらくお待ちいただければと思います。

(報道関係者入室)

(堀内総務副大臣入室)

○遠藤会長　それでは、本日取りまとめをいたしました答申書をお渡しすることとさせていただきます。

答申書。令和7年2月3日付諮問第30号「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」について、審議の結果、別添のとおり答申とさせていただきたいと存じます。

(答申書手交)

それでは、ただいまの答申に対しまして、堀内副大臣から御発言をいただけるということですので、よろしくお願い申し上げます。

○堀内総務副大臣　遠藤会長、ありがとうございます。確かに受け取らせていただきました。

皆様、お世話になっております。総務副大臣の堀内詔子です。日頃より情報通信行政に格段の御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

ただいま中間答申をいただきました「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」について、遠藤会長をはじめ、委員の皆様方に熱心に御審議いただき、誠にありがとうございます。

本答申においては、電波の利用状況やニーズ、電波に関する最新の技術トレンドを勘

案した電波有効利用の推進に関する基本的な考え方を示していただきました。また、基本的な考え方を踏まえ、空の利用拡大の進展段階に応じた電波利用政策の方向性、我が国として重点的に取り組むべきワイヤレス技術分野の推進方策、電波監視の在り方等について、幅広い御提言をいただきました。

本日いただきました中間答申を踏まえ、総務省において必要な制度整備や技術的検討を着実に進めてまいりたいと存じております。

最後になりますが、委員の皆様方におかれましては、引き続き情報通信行政への一層の御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、本当にありがとうございます。

○遠藤会長　堀内副大臣、大変ありがとうございました。堀内副大臣は、御公務のため、ここで退席をされます。

（２）議決案件

情報通信審議会議事規則の一部改正について

○遠藤会長　続きまして、議決案件に移ります。事務局から、情報通信審議会議事規則の一部改正について提案をいただいておりますので、事務局から御説明をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○金子電波政策課企画官　情報通信審議会議事規則の一部改正につきまして、資料57－2により御説明をいたします。

まず、改正の目的及びその内容についてです。携帯電話に代表されるように、電波を使ったシステムやサービスは国民生活や経済活動に深く浸透しており、電波は非常に重要な役割を果たしております。他方、電波は有限・希少な資源であり、電波の活用の進展に伴い電波資源が逼迫する傾向にある中で、電波の利用状況やニーズ、電波に関する最新の技術トレンドを踏まえ、周波数の割当てや移行、再編、共用、こういったものを効率的に進めていくなど、電波の公平かつ能率的な利用の確保がますます重要となっております。

こうした背景の下、国が取り組むべき電波の有効利用の推進の在り方について包括的に検討する必要があることから、令和7年2月に「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」について、情報通信審議会に諮問し、情報通信技術分科会の下に

設置された電波有効利用委員会において検討が進められることとなりました。

電波有効利用委員会におきましては、6つの検討テーマに基づき、多岐にわたる検討が進んできたところですが、先ほども御説明いたしましたとおり、検討過程において、委員会の下に7つの作業班を設置いたしまして、電波に関する専門的・技術的な検討課題というものについて多数検討を進めていき、細部の議論を進めてきたところです。

令和7年2月の諮問以降、こうした作業班におけます専門的・技術的な検討課題について、3件の一部答申を取りまとめいただいたところです。

電波の利用状況やニーズはますます増大し、技術進展がさらに進むことが予想される中、今後も専門的・技術的な検討について、委員会の下に設置する作業班において多数並行的に検討を進めることが想定されます。

このため、社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方に関する検討課題のうち、主に作業班を中心に検討を進める専門的・技術的な課題については、電波の利用技術について、有効利用を図るための政策に関する事項のうち、専門的・技術的な事項として、情報通信技術分科会の専決事項に追加することを御提案申し上げます。

なお、社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方に関しまして、包括的に検討を進める事項については、委員会本体で検討を進め、検討結果を取りまとめた後に、情報通信審議会総会において答申を取りまとめいただくことを考えています。

続いて、情報通信審議会議事規則の改正案につきまして、新旧対照条文の上段のほうに記載がありますけれども、情報通信審議会議事規則第10条第2項に、新たに第3号としまして「電波の利用技術について有効利用を図るための政策に関する事項のうち専門的・技術的な事項」を加える改正案となっております。

3ページです。

続きまして、電波有効利用の推進の在り方に関する今後の検討課題につきまして、現時点で想定される検討課題の一例ではありますが、例えば携帯電話等周波数の有効利用に関する事項や電波利用料制度の見直しなど、時代に即した対応が必要となる事項について、引き続き検討を進めていくことを想定しております。

委員会におけます6つの検討テーマに基づきますと、1番目、電波有効利用の推進に関する基本的方向性に関しましては、これまでの議論も踏まえつつ、電波の利用状況やニーズ、最新の技術トレンドを勘案しながら、中長期的な方向性ということを引き続き

検討していくことを考えております。

2つ目、周波数割当ての在り方に関しましては、共用技術の進展等を踏まえた新たな周波数割当ての手法など、これからの社会におけます電波利用ニーズに的確に対応した周波数割当ての方策の在り方について、引き続き検討していくことを考えております。このうち、携帯電話等周波数の有効利用の在り方に関する専門的・技術的な検討事項については、先ほど第一次中間答申でお取りまとめいただいたとおり、令和8年3月に設置いたしました作業班において、細部の検討を引き続き進めていくことを考えています。

3つ目、無線局の免許制度等の在り方に関しましては、無線技術の進展を踏まえまして、混信が生じないような仕組みを担保しつつ、簡素で柔軟かつ迅速な免許制度、無線従事者資格制度、技術基準適合証明制度の在り方について、引き続き検討していくことを考えております。このうち、無線設備の認証に関する専門的・技術的な検討事項については、作業班において細部の検討を進めていただくことを想定しております。

4つ目、無線を利用したビジネス促進の在り方に関しましては、ワイヤレスインフラの効果的・効率的な整備や、高い周波数帯を含めた産業利用の促進など、無線を利用したビジネスの社会展開を円滑に進めるための方策の在り方について、引き続き検討していくことを考えています。

5つ目、電波の利用環境の在り方に関しまして、電波の利用状況の変化などを踏まえ、意図せず発射される混信などの増加に対応するための電波監視の在り方、人体に対する電波の安全性に関する研究の方向性など、無線システムが安心して利用できる環境を確保するための方策の在り方について、引き続き検討していくことを考えております。

最後、6つ目になります。その他必要と考えられる事項といたしましては、様々な検討課題が想定されております中で、電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な共益費用に係る電波利用料制度の在り方などについて、引き続き検討をしていくことを考えています。

御説明は以上となります。

○遠藤会長　御説明ありがとうございました。それでは、ただいま御説明いただいた内容につきまして、御意見、御質問等ございましたら、チャット機能を含めてお申し出いただければと思います。

チャット等の申し出もないようですので、ただいまの御説明のとおり、情報通信審議会議事規則の一部改正につきまして、資料57-2のとおり承認をさせていただきたいと

存じます。ありがとうございました。

(3) 報告案件

情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について

○遠藤会長　　続きまして、報告案件に移りたいと存じます。

情報通信技術分科会及び各部会の活動状況につきまして、事務局から御説明をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○中村情報通信政策課長　事務局です。情報通信技術分科会及び各部会の活動状況につきまして、資料57－3に基づき御説明をさせていただきます。

本件でございますが、情報通信審議会議事規則第10条第6項及び第11条第11項に基づきまして、前回5月に開催されました第56回総会以降の情報通信技術分科会及び各部会の活動状況につきまして、御報告を申し上げるものでございます。

情報通信技術分科会につきましては、5月、6月、7月とそれぞれ1回ずつ、計3回会合を開催いたしまして、資料の1ページ目にありますとおり、非静止衛星通信システムですとか無線LANシステム、あるいは小電力ミリ波レーダーシステムといった内容の5件の答申をいただいております。

また、部会につきましては、情報通信政策部会は5月22日に1回会合を開催。電気通信事業政策部会につきましても、6月30日でございますが、1回会合を開催しています。また、郵政政策部会につきましては、開催実績はありません。

事務局からは以上です。

○遠藤会長　　ありがとうございました。報告について、御意見等ありましたらお寄せいただければと思いますが、いかがでございでしょうか。

チャット等の申し出がないことを現在確認していますので、以上で本日の議題は終了という形にさせていただきたいと存じます。

委員の皆様、何かもしコメント等ございましたらいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。事務局から何かありますでしょうか。

○中村情報通信政策課長　　特にありません。

○遠藤会長　　ありがとうございます。

閉 会

○遠藤会長 それでは、本日の会議を終了させていただきます。次回の日程につきましては、別途調整をさせていただきたいと存じます。事務局より御連絡をさせていただく予定です。

以上で閉会いたします。皆様、御協力ありがとうございました。